

# 議会における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

## 1 議事運営における取組について

### (1) 会議出席者数の抑制

- ・ 本会議の出席議員について、定足数を超える程度のみ出席とし、出席しない議員は予算決算委員会室でのモニター視聴とする。議案の採決時は事前に 10 分程度の休憩を挟み、全議員が出席した上で採決する。
- ・ 本会議の一般質問時の出席説明員について、答弁等が予定される出席説明員に限定する。(市長、副市長は常時出席とする。)
- ・ 委員会の出席説明員について、人数を 1/2～1/3 以下に抑制する。

### (2) 座席間隔の保持

- ・ 本会議の議席及び説明員席について、出席者の抑制に伴い、座席の間隔を空ける。
- ・ 委員会の委員席について、出来る限り座席の間隔を空けるとともに、説明員席は、出席者数の抑制に伴い座席の間隔を空ける。

### (3) 簡潔かつ円滑な議事運営

- ・ 本会議及び委員会において、適宜、休憩を実施する。
- ・ より簡潔な質問・質疑の実施に努める。

### (4) 会議時間の短縮

- ・ 本会議及び委員会における新任説明員の紹介については、席次等資料の配付のみとする。
- ・ 委員会における執行部の説明について、可能な限り簡潔に行うよう要請する。

## 2 傍聴者等への対応について

### (1) 直接傍聴の自粛要請

- ・ 本会議の直接傍聴の自粛について、議会ホームページ、議会棟内の掲示等で要請し、インターネット中継による傍聴を推奨する。

### (2) 直接傍聴者への要請事項等

- ・ 直接傍聴者に対し手指消毒の実施、咳エチケット(マスク着用)のほか、万が一感染が発生した場合に備え、連絡先記載の協力を要請する。
- ・ 検温を実施し、37.5度以上の発熱、咳や倦怠感等の症状がある場合は傍聴自粛を要請する。
- ・ 傍聴席の間隔を空ける。

### (3) 請願・陳情者による主旨説明実施への対応

- ・ 請願書・陳情書の郵送による提出について、議会ホームページ等で要請する。
- ・ 主旨説明の自粛を要請する。どうしても主旨説明を行う場合は、1名で行うよう要請する。

### (4) 報道への対応

- ・ マスクの着用及び会議に入室するスタッフを少人数に絞り込むよう依頼する。